別記第６号様式（法第21条第１項関係）

番号 収　去　証　控 免許の種類及び免許証の番号 氏名又は名称 住　　所 収　去　場　所 品　名　数　量 年　　月　　日 収去者職　氏　名 備　考	番号 収　去　証 免許の種類及び免許証の番号 氏名又は名称 住　　所 収　去　場　所 品　名　数　量 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条第一項の規定により上記のように収去する。 年　　月　　日 収去者職　氏名　　㊞

㊞

備考　用紙の大きさは、A5とする。

別記第７号様式（第21条第２項条関係）

表面

12cm

8cm

第　　号

官　　職

氏　　名

年　　月　　日生

大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第21条の規定による当該職員の証

年　　月　　日発行

（１年間有効）

厚生労働省（地方厚生局又は都道府県）　㊞

写真貼付面

裏面

この証票を携帯する者は、大麻草の栽培の規制に関する法律第21条の規定により立入検査又は収去を行う職権を有するものである。

大麻草の栽培の規制に関する法律抜粋

第21条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため特に必要があるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻を無償で収去させることができる。

２　麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が前項の規定により立入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。